

八街市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
八街市地域公共交通計画 5-3 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
八街市地域公共交通計画 5-6 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
八街市地域公共交通計画 5-6 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
八街市地域公共交通計画 5-5 ページ、5-6 ページ、6-1 ページ～6-2 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

(案)

令和3年6月日

(名称) 八街市地域公共交通協議会

<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>八街市では、JR総武本線、路線バス、タクシーが運行されており、平成11年10月より路線バスの廃止等に伴い、コミュニティバス(愛称：ふれあいバス)の運行を開始した。</p> <p>近年の地域公共交通は、人口減少や自家用車の普及に伴い、利用者が減少しており、本市においても人口減少と時期を合わせて、利用者が減少し、ふれあいバスを維持する為の財政負担額が増大していった。</p> <p>このような状況の中、将来にわたり持続可能な公共交通への再編・見直しが求められ、平成28年3月に「八街市地域公共交通網形成計画」が策定され、市民の移動実態・ニーズの把握、公共交通サービス維持の課題を整理して、ふれあいバス路線再編、バスターミナル移設等鉄道駅における交通結節点強化、高齢者外出支援タクシー利用券の助成制度の導入を柱とする計画を示し、平成29年には「八街市地域公共交通再編実施計画」が千葉県内ではじめて国からの認定を受け、平成29年10月にふれあいバス5コースを4コースへと再編した。</p> <p>再編後の課題として、ふれあいバスのコース間の利用者数格差、なお存在する交通不便地域等が挙げられ、公共交通が不便なことを要因とする人口流出がないようにする必要があり、また、今後さらに進む高齢者人口の増加にも対応する必要がある。これらの課題を踏まえ市民や来訪者にとって利用しやすい持続可能な公共交通体系を構築するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に規定する「八街市地域公共交通計画」を令和3年5月に策定した。</p> <p>八街市の生活交通ネットワークを確保するためには、ふれあいバス、民間路線バス、タクシー、鉄道など、それぞれがもつ運行特性や役割に基づき、相互に補完しあうことが必要であり、特にふれあいバスについては、地域内生活交通のうち、公共交通空白地域の解消を担う支線路線を運行する役割であることから、地域公共交通確保維持事業を活用し、安定的に確保維持していくことが必要である。</p>
<p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいバス年間利用者数を 86,000 人(令和2年度の実績 70,318 人) ※計画記載(令和元年度実績)の現況値・目標値を設定 ・公共交通に係る市の年間財政負担額を 52,201 千円(令和元年度の実績 52,201 千円) ※八街市地域公共交通計画P5-5に記載
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>ふれあいバスの運行を維持することにより、民間路線バス等の運行していない地域の交通弱者等の日常生活に必要な不可欠となる移動手段が確保されることに加え、平成29年10月にふれあいバスターミナル機能を八街駅に移設しており、広域幹線・幹線・支線のネットワークが連携し、効率的な運行体系が実現でき、さらには外出支援・地域活性化に繋げることができる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいバスの運行ルート・運行ダイヤの見直し(八街市、バス運行事業者) ・分かりやすさを重視した、運行ルートと時刻表を掲載したバスマップ等の作成(八街市) ・バス利用PR、バスの乗り方教室、出前講座等の実施(八街市、バス運行事業者)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表1を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 ふれあいバス運行事業者に対し、運行経費から運行収入を差し引いた差額分について、 国及び市において負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表の5のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和2年5月18日(R2-1) 八街市地域公共交通協議会 会長の選任について(書面開催)
- ・ 令和2年7月1日(R2-2) 八街市地域内フィーダー系統確保維持改善計画について(書面開催)
- ・ 令和2年8月11日(R2-3) 令和元年度歳入歳出決算の認定について
八街市地域公共交通計画の策定について
- ・ 令和2年11月17日(R2-4) 八街市地域公共交通協議会会長の選任について
八街市地域公共交通網形成計画における目標達成状況について
八街市地域公共交通計画策定に係る各調査結果について
- ・ 令和3年1月18日(R2-5) 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
- ・ 令和3年2月8日(R2-6) 地域公共交通計画(素案)について
令和2年度八街市地域公共交通協議会歳入歳出補正予算について
- ・ 令和3年3月22日(R2-7) 令和3年度八街市地域公共交通協議会事業計画(案)について
令和3年度八街市地域公共交通協議会歳入歳出予算(案)について
- ・ 令和3年5月19日(R3-1) 令和2年度事業報告及び令和2年度歳入歳出決算の認定について
八街市地域公共交通計画の策定について

八街市地域公共交通計画策定(令和3年5月)

- ・ 令和3年6月17日(R3-2) ふれあいバス路線の見直しについて
令和4年度地域内フィーダー系統補助にかかる地域公共交通計画認定申請について

19. 利用者等の意見の反映状況

八街市地域公共交通計画策定の際、地域公共交通確保維持に向けた勉強会を開催、ふれあいバス運行状況調査及び、アンケート調査(令和元年10月)、ふれあいバスの乗り継ぎ状況調査(令和2年10月)、地域公共交通計画に対するパブリックコメント(令和3年3月、4月)を実施した。

その結果、利用者からは、運行本数の充実、運行時間の短縮、他公共交通機関との乗り継ぎ改善等の意見が強かったことから、その点に重点を置いた計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 千葉県八街市八街ほ35番地29

(所属) 八街市総務部企画政策課

(氏名) 鈴木 千浩

(電話) 043-443-1114

(e-mail) kikaku@city.yachimata.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
八街市	ちばフラワーバス(株)	(1) 西コース朝便・夕便	希望ヶ丘 コミュニティ センター	北富士見	八街駅	往8.2km 往のみ	242日	242回		路線定期運行	①	八街駅バス停で地域 間幹線系統八街線と 接続	③
	ちばフラワーバス(株)	(2) 西コース1便～6便	八街駅	夕日丘 小谷流 希望ヶ丘	八街駅	40.9km 循環	310日	1,860回		路線定期運行	①	八街駅バス停で地域 間幹線系統八街線と 接続	③
	千葉交通(株)	(3) 北コース1便～6便 (R3.10.1～R3.10.3)	八街駅	藤の台 榎戸駅	八街駅	往 28.7km 循環	2日	12回		路線定期運行	①	八街駅バス停で地域 間幹線系統八街線と 接続	③
	千葉交通(株)	(4) 北コース7便 (R3.10.1～R3.10.3)	八街駅	榎戸駅	八街駅	往 12.1km 循環	2日	2回		路線定期運行	①	八街駅バス停で地域 間幹線系統八街線と 接続	③
	千葉交通(株)	(5) 東コース1便～7便 (R3.10.1～R3.10.3)	八街駅	梅里 文達	八街駅	往 26.7km 循環	2日	14回		路線定期運行	①	八街駅バス停で地域 間幹線系統八街線と 接続	③
	千葉交通(株)	(6) 北コース朝便① (R3.10.4～R4.9.30)	八街駅北口	藤の台	榎戸駅西口	往14.12km 往のみ	241日	120.5回		路線定期運行	①	八街駅バス停で地域 間幹線系統八街線と 接続	③
	千葉交通(株)	(7) 北コース朝便② (R3.10.4～R4.9.30)	ハイパス入口	梅里	八街駅北口	往7.22km 往のみ	241日	120.5回		路線定期運行	①	八街駅バス停で地域 間幹線系統八街線と 接続	③
	千葉交通(株)	(8) 北コース1便～7便 (R3.10.4～R4.9.30)	八街駅	梅里 藤の台	榎戸駅西口	往 30.93km 復 30.99km	308日	1,078回		路線定期運行	①	八街駅バス停で地域 間幹線系統八街線と 接続	③
	千葉交通(株)	(9) 市街地循環コース 1便～12便 (R3.10.4～R4.9.30)	八街駅	榎戸駅西口	八街駅	13.95km 循環	308日	3,696回		路線定期運行	①	八街駅バス停で地域 間幹線系統八街線と 接続	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。